【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年８月17日
【会社名】	株式会社アプリックス
【英訳名】	Aplix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 取締役社長　長橋　賢吾
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西早稲田二丁目20番９号
【電話番号】	（050）3786-1715
【事務連絡者氏名】	執行役員 兼 経営管理部部長　倉林　聡子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西早稲田二丁目20番９号
【電話番号】	（050）3786-1715
【事務連絡者氏名】	執行役員 兼 経営管理部部長　倉林　聡子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社の従業員１名より提起を受けた地位確認請求等の訴訟（以下「本訴訟」）について、原告従業員側が最高裁判所に対して行っていた上告受理申立てが最高裁判所において却下する旨の決定がなされたことにより本訴訟が確定したため、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（１）本訴訟の提起があった年月日等

平成28年２月25日

（２）本訴訟を提起した者

当社従業員１名

（３）本訴訟が確定した年月日

平成30年７月14日（最高裁判所決定文受領日：平成30年７月31日）

（４）本訴訟の内容及び損害賠償請求金額

当社は、平成26年８月に、当社の従業員１名を普通解雇いたしましたが、平成28年２月に、当該従業員より、労働契約上の権利を有する地位にあることの地位確認請求及び普通解雇後から判決確定までの給与の支払い等を求めて本訴訟が提起されました。当社は、本訴訟において原告である従業員の主張について争っておりましたが、その後、平成30年１月31日に東京地方裁判所において、原告である従業員が被告である当社に対して労働契約上の権利を有する地位にあること、当社は原告である従業員に対し、平成26年10月25日から本判決確定の日まで、毎月25日限り、72万9114円及びこれに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年６分の割合による金員を支払うこと、並びに当社は原告である従業員に対し、15万5224円及びこれに対する平成26年９月26日から支払済みまで年６分の割合による金員を支払うこと、等、原告側の請求を一部認める旨の判決の言い渡しがありました。この判決に対して、当該従業員は平成30年２月16日付で、第１審判決における原告敗訴部分の内容が不服であるとして東京高等裁判所に控訴を提起しましたが、平成30年６月27日付で本件控訴を棄却する旨の判決がなされ、当該東京高等裁判所の判決に対して原告従業員が最高裁判所に対して上告受理申立てを行っておりました。

本上告受理申立てについて、最高裁判所は平成30年７月24日付で却下する決定を行い、これにより、平成30年６月27日付東京高等裁判所の控訴審判決が確定したことが確認されました。

以　上